

平成20年9月22日

各位

株式会社ほっかほっか亭総本部
代表取締役 青木 達也

株式会社プレナスに対する仮処分命令申立事件について

株式会社プレナス（以下「プレナス」といいます。）を相手に申立てをして
いた仮処分命令申立事件について、当社は、東京地方裁判所の判断を不服とし
て東京高等裁判所に抗告しておりましたが（同裁判所平成20年（ラ）第53
7号標章使用等禁止仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件）、9月18日、
抗告を棄却するとの決定がありましたので、お知らせします。

決定においては、プレナスに対して持ち帰り弁当の事業を営むこと等の差止
めを求める申立て自体は残念ながら棄却されているものの、プレナスには当社
との間の契約に違反する行為があったというべきである、と明確に判断されて
おり、当社の主張が主要な部分において認められております。当社としては、
かかる裁判所の判断を評価しており、今後、プレナスに対する法的措置につい
て検討していく所存です。

以上